

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月からの消費税引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯の生活に及ぶ影響に配慮し、暫定的・臨時的な給付金を支給します。なお受給にはそれぞれ申請が必要になります。

申請は、平成26年1月1日現在において住民登録がある市町村で行います。

※現在、佐野市にお住まいの方でも今年1月1日時点の住民登録が別の市町村にあった場合は、その市町村へ申請を行っていただきます

●臨時福祉給付金

対象	平成26年度分の市民税(均等割)が課税されない方が対象です。 ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合、および生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
給付額	支給対象者1人につき1万円(ただし、次に該当する人は5千円を加算) ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ・児童扶養手当、特別障害者手当の受給者など

●子育て世帯臨時特例給付金

対象	平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの
給付額	対象児童1人につき1万円 対象児童：支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童(上記「臨時福祉給付金」の対象者および生活保護制度の被保護者などを除く)

※重複受給はできません。両方の給付金に該当する場合は「臨時福祉給付金」が優先されます

※申請や支給の方法は、平成26年度の市民税の課税・非課税が決定する6月以降に、広報さのや市ホームページでお知らせします

※受け付けは「7月」から3カ月間を予定しています

厚生労働省相談窓口(臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金共通)

制度の概要についてのお問い合わせは下記専用ダイヤルをご利用ください。

☎0570-037-192 月曜日～金曜日(祝日などを除く)の午前9時～午後6時

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

- ・市役所や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの自動現金支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ・ATMを自分で操作して他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません
- ・市役所や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません
- ・現時点で、市役所や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません
- ・自宅や職場などに、市役所や厚生労働省の職員などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市役所(社会福祉課、こども課)や最寄りの警察署にご連絡ください

■問合せ＝

臨時福祉給付金について… 社会福祉課 ☎(20)3020

子育て世帯臨時特例給付金について… こども課 ☎(20)3023



5月12日は「民生委員児童委員の日」です

・民生委員児童委員の仕事Q&A・

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けた地域の福祉全般にわたるボランティアです。

市民の目線で皆さんのくらしを支援します。

Q 民生委員児童委員は、市内に何人いますか？
A 3月1日現在で269人います。町内会に1~5人、あるいは、複数の町内会で1人程度配置されています。

また、民生委員児童委員の中には、子どもやひとり親家庭に関する活動や必要な支援について、市や専門機関と連携して取り組んでいます。

Q どんな仕事をしていますか？
A 民生委員児童委員の仕事を、大きく分けてご紹介しましょう。

- ① 高齢者に関すること
給食サービスなどで見守りをしながら相談に応じたり、その方に必要な福祉サービスが受けられるよう、市や社会福祉協議会などへの申請のお手伝いをします。
- ② 障がい者に関すること
障がいのある方が、自立した社会生活を送れるよう相談に応じたり、市や社会福祉協議会などと協力して支援をします。
- ③ 子どもやひとり親家庭に関すること
子どもたちの健やかな成長のために、児童館活動などをおして、地域ぐるみの活動に参加しています。
- ④ その他
①~③にあてはまらない生活全般にわたる困ったこと、心配なことの相談に応じて、必要な支援やサービスが受けられるよう市や専門機関に紹介します。

Q 相談内容の秘密は守られますか？
A 民生委員児童委員には、相談内容について口外したりしないよう、秘密を守ることが義務付けられています。安心してご相談ください。

Q 民生委員児童委員は、あなたのすぐ近くにいます。お気軽にご相談ください。

問合せ 社会福祉課 ☎(20)3020

児童手当の「現況届」と「所得審査」について

【現況届】

児童手当制度では、毎年6月に「現況届」を提出していただき、引き続き支給できる要件を満たしているか確認します。現況届が必要な方には6月上旬に案内通知を郵送しますので、6月中に届け出をしてください。この届け出をしないと6月分以降の手当が受けられなくなります。

詳しくは郵送される案内通知をご確認ください。

【所得審査】

提出いただく「現況届」に基づき、所得審査を行います。受給者の前年中(平成25年中)の所得で審査し、所得制限限度額以上の場合は、年齢区分に応じた児童手当は支給されませんが、児童1人当たり月額5,000円が支給されます(特例給付)。

※所得の申告が必要です。まだお済みでない方は、早急に申告をしてください

※所得額が所得制限限度額(右表)を超える場合でも、児童手当法による控除により限度額内になる場合もあります

【所得制限限度額】(平成26年度)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
6人以上の場合	1人増えるごとに38万円加算

■ 問合せ = こども課 ☎(20)3023

